

改正後	改正前
<p>○川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第82号</p> <p>改正 平成25年12月24日条例第60号 平成27年3月23日条例第36号</p> <p>川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等（第5条・第6条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第7条・第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第43条）</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第44条・第45）</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第1節 基本方針等（第46条・第47条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第48条・第49条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第50条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第51条～第60条）</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第60条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第60条の3・第60条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第60条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第60条の6～第60条の20）</p> <p>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第60条の21・第60条の22）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第60条の23・第60条の24）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第60条の25・第60条の26）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第60条の27～第60条の38）</p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第61条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第62条～第64条）</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第65条～第67条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第68条～第81条）</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第82条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第83条～第85条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第86条・第87条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第88条～第109条）</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p>	<p>○川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第82号</p> <p>改正 平成25年12月24日条例第60号 平成27年3月23日条例第36号</p> <p>川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等（第5条・第6条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第7条・第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第43条）</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第44条・第45）</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第1節 基本方針等（第46条・第47条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第48条・第49条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第50条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第51条～第60条）</p> <p>（新設）</p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第61条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第62条～第64条）</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第65条～第67条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第68条～第81条）</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第82条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第83条～第85条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第86条・第87条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第88条～第109条）</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p>

改正後	改正前
<p>第1節 基本方針（第110条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第111条～第113条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第114条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第115条～第129条）</p> <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第130条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第131条・第132条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第133条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第134条～第150条）</p> <p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第151条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第152条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第155条～第179条）</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第180条・第181条）</p> <p>第2款 設備に関する基準（第182条）</p> <p>第3款 運営に関する基準（第183条～191条）</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第192条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条～第195条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第196条・第197条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条～第204条）</p> <p>附則</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第12条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業を行う者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者との面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成25年川崎市条例第60号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この節、第60条の6、第60条の28及び第60条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（指定居宅介護支援事業者等との連携）</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する</p>	<p>第1節 基本方針（第110条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第111条～第113条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第114条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第115条～第129条）</p> <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第130条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第131条・第132条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第133条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第134条～第150条）</p> <p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第151条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第152条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第155条～第179条）</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第180条・第181条）</p> <p>第2款 設備に関する基準（第182条）</p> <p>第3款 運営に関する基準（第183条～191条）</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第192条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条～第195条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第196条・第197条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条～第204条）</p> <p>附則</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第12条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業を行う者（以下「居宅介護支援事業者」という。）への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者との面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成25年川崎市条例第60号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この節及び第68条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（居宅介護支援事業者等との連携）</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する</p>

改正後	改正前
<p>に当たっては、<u>指定</u>居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る<u>指定</u>居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を<u>指定</u>居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、<u>指定</u>居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画の変更の援助)</p> <p>第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る<u>指定</u>居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(管理者等の責務)</p> <p>第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの<u>節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。</p> <p>3 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行わなければならない。</p> <p>(<u>指定</u>居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p>第38条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>指定</u>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る<u>指定</u>居宅介護支援事業者、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護 第4節 運営に関する基準 (管理者等の責務)</p>	<p>に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画の変更の援助)</p> <p>第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(管理者等の責務)</p> <p>第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの<u>章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。</p> <p>3 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行わなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p>第38条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護 第4節 運営に関する基準 (管理者等の責務)</p>

改正後	改正前
<p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。</p> <p>3 オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行わなければならない。</p> <p><u>第3章の2 地域密着型通所介護</u>  <u>第1節 基本方針</u>  (基本方針)</p>	<p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。</p> <p>3 オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行わなければならない。</p> <p>(新設)  (新設)</p>
<p>第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p><u>第2節 人員に関する基準</u>  (従業者の員数)</p> <p>第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>生活相談員</u> 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数</p> <p>(2) <u>看護師又は准看護師</u>（以下この章において「看護職員」という。）指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる員数</p> <p>(3) <u>介護職員</u> 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護及び当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる員数</p> <p>(4) <u>機能訓練指導員</u> 1人以上</p> <p>2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を</p>	

改正後	改正前
<p>提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数とすることができる。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>5 前各項の「指定地域密着型通所介護の単位」とは、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	

改正後	改正前
<p>第4節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)</p> <p>第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (利用料等の受領)</p> <p>第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) おむつ代</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第24条第4項の規定により厚生労働大臣が定める指針によるものとする。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。 (指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第60条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標が設定され、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう</p>	

改正後	改正前
<p><u>必要な援助を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>指定地域密着型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p> <p>(8) <u>指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。</u></p> <p><u>(地域密着型通所介護計画の作成)</u></p> <p>第60条の10 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「地域密着型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</u></p> <p><u>(管理者の責務)</u></p> <p>第60条の11 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p>第60条の12 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定地域密着型通所介護の利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(6) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u></p>	

改正後	改正前
<p>(8) <u>緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</u></p> <p>(9) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(10) <u>非常災害対策</u></p> <p>(11) <u>個人情報の管理の方法</u></p> <p>(12) <u>苦情への対応方法</u></p> <p>(13) <u>事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p>(14) <u>その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	
<p>第60条の13 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業員によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p>(定員の遵守)</p>	
<p>第60条の14 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p>	
<p>第60条の15 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p>	
<p>第60条の16 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p>	
<p>第60条の17 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても</u></p>	

改正後	改正前
<p>指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。 (事故発生時の対応)</p> <p>第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。 (記録の整備)</p> <p>第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型通所介護計画 (2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p> <p>第60条の21 前各節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度の要介護状態にある要介護者又はがん末期の者であつてサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (基本方針)</p> <p>第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第60条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5人に対し、指定療養通所介護を提供する時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1人以上確保されるために必要と認められる員数以上とする。</p> <p>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p>第3款 設備に関する基準 (利用定員)</p> <p>第60条の25 指定療養通所介護事業所の利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、9人以下とする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第60条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</p> <p>3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p> <p>第4款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>	

改正後	改正前
<p>第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に当該利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、当該利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</p>	
<p>第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p>	
<p>第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(4) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(5) 指定療養通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(6) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</p> <p>(7) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p> <p>(療養通所介護計画の作成)</p>	
<p>第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。</p> <p>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内</p>	

改正後	改正前
<p><u>容との整合を図りつつ、作成されなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>6 <u>療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</u></p> <p><u>(緊急時等の対応)</u></p> <p>第60条の32 <u>指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p>3 <u>療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合には、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、前項の規定による緊急時等の対応策の変更について準用する。</u></p> <p><u>(管理者の責務)</u></p> <p>第60条の33 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p>第60条の34 <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定療養通所介護の利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(6) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8) <u>緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</u></p> <p>(9) <u>非常災害対策</u></p> <p>(10) <u>個人情報の管理の方法</u></p>	

改正後	改正前
<p>(11) <u>苦情への対応方法</u></p> <p>(12) <u>事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p>(13) <u>その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(緊急時対応医療機関)</u></p> <p>第60条の35 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかななければならない。</u></p> <p><u>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</u></p> <p>第60条の36 <u>指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要な情報の収集を行うとともに、当該情報等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</u></p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p>第60条の37 <u>指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>療養通所介護計画</u></p> <p>(2) <u>前条第2項に規定する検討の結果についての記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) <u>第60条の30第5号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第60条の18条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) <u>次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第60条の38 <u>第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7（第3項第2号を除く。）、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>60条の26第4項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護 (利用定員等)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。</u>）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（<u>法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。</u>）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護 (利用定員等)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。</u>）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第3節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)</p>
<p>第68条 削除</p>	<p>第68条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u> (利用料等の受領)</p>
<p>第69条 削除</p>	<p>第69条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p>(2) <u>指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u></p> <p>(3) <u>食事の提供に要する費用</u></p> <p>(4) <u>おむつ代</u></p>

改正後	改正前
<p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標が設定され、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) 認知症対応型通所介護従業者(第62条第1項又は第65条第1項の従業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定認知症対応型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(8) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第49条第4項に規定する厚生労働大臣が定める指針によるものとする。</p> <p>5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標が設定され、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) 認知症対応型通所介護従業者(第62条第1項又は第65条第1項の従業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定認知症対応型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(8) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p> <p>(管理者の責務)</p>
<p>第73条 削除</p>	<p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営</p>	<p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営</p>

改正後	改正前
<p>についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第62条第4項又は第66条第1項の利用定員をいう。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>(9) 緊急時等における対応方法</p> <p>(10) 非常災害対策</p> <p>(11) 個人情報の管理の方法</p> <p>(12) 苦情への対応方法</p> <p>(13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</p> <p>(14) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第62条第4項又は第66条第1項の利用定員をいう。<u>第76条において同じ。</u>）</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>(9) 緊急時等における対応方法</p> <p>(10) 非常災害対策</p> <p>(11) 個人情報の管理の方法</p> <p>(12) 苦情への対応方法</p> <p>(13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</p> <p>(14) その他事業の運営に関する重要事項</p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p>
<p><u>第75条から第79条の2まで 削除</u></p>	<p><u>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>(定員の遵守)</u></p> <p><u>第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p><u>第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p><u>第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第80条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</u></p>	<p>第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、市等に連絡を行うとともに、<u>必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第80条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第80条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、<u>第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第74条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、<u>第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス事業者等との連携)</p>	<p>(準用)</p> <p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第74条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス事業者等との連携)</p>

改正後	改正前
<p><b>第89条</b> 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業者</u>に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>	<p><b>第89条</b> 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。 (地域との連携等)</p>
<p><b>第106条 削除</b></p> <p>(記録の整備)</p>	<p><b>第106条</b> 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「<u>運営推進会議</u>」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p>
<p><b>第108条</b> 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) <u>次条において準用する第60条の17第2項</u>の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p>	<p><b>第108条</b> 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) <u>第106条第2項</u>の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p>
<p><b>第109条</b> 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、<u>第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用す</p>	<p><b>第109条</b> 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、<u>第73条、第75条及び第78条</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10</p>

改正後	改正前
<p>る。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p>	<p>条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第6章 認知症対応型共同生活介護 第1節 基本方針</p>	<p>第6章 認知症対応型共同生活介護 第1節 基本方針</p>
<p>第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (入退居)</p>	<p>第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (入退居)</p>
<p>第115条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境、介護の継続性等に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、<u>指定居宅介護支援事業者等</u>への情報の提供並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p>	<p>第115条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境、介護の継続性等に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、<u>居宅介護支援事業者等</u>への情報の提供並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p>
<p>第127条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定居宅介護支援事業者</u>又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定居宅介護支援事業者</u>又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>第127条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>居宅介護支援事業者</u>又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>居宅介護支援事業者</u>又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>第128条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておくなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護計画</p>	<p>第128条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておくなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護計画</p>

改正後	改正前
<p>(2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>	<p>(2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第106条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>
<p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、<u>第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで</u>、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第123条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第60条の11第1項中「指定地域密着型通所介護事業所」とあるのは「共同生活住居」と、「従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「指定地域密着型通所介護事業所」とあるのは「共同生活住居」と、「この節」とあるのは「第6章第4節」と、<u>第60条の16第2項中「感染症」とあるのは「感染症又は食中毒」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針</p>	<p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、<u>第73条、第78条、第100条、第103条、第105条及び第106条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第123条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第73条第1項中「指定認知症対応型通所介護事業所」とあるのは「共同生活住居」と、「従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業所」とあるのは「共同生活住居」と、「この節」とあるのは「第6章第4節」と、<u>第78条第2項中「感染症」とあるのは「感染症又は食中毒」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、<u>第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></u></u></p> <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針</p>
<p>第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (記録の整備)</p>	<p>第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (記録の整備)</p>
<p>第149条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	<p>第149条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>

改正後	改正前
<p>(4) 第147条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通 知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録(準用)</p>	<p>(4) 第147条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通 知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第106条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録(準用)</p>
<p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「運営規程」とあるのは「第146条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項中「感染症」とあるのは「感染症又は食中毒」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「運営規程」とあるのは「第146条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第78条第2項中「感染症」とあるのは「感染症又は食中毒」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>
<p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針</p>	<p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針</p>
<p>第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>	<p>第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>
<p>第2節 人員に関する基準</p>	<p>第2節 人員に関する基準</p>
<p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数</p> <p>(2) 生活相談員 1人以上</p> <p>(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)</p> <p>ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、1人以上とすること。</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(6) 介護支援専門員 1人以上</p> <p>2 前項第3号アの入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する</p>	<p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数</p> <p>(2) 生活相談員 1人以上</p> <p>(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)</p> <p>ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、1人以上とすること。</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(6) 介護支援専門員 1人以上</p> <p>2 前項第3号アの入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する</p>

改正後	改正前
<p>者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第78号）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第78号）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）が併設される場合であって、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型居住施設に医師を置かないことができる。</p>	<p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）が併設される場合であって、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型居住施設に医師を置かないことができる。</p>
<p>5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。</p>	<p>5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。</p>
<p>6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。</p>	<p>7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。</p>
<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数100床以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p>	<p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数100床以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p>
<p>9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。</p>	<p>9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。</p>
<p>10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p>	<p>10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p>
<p>11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p>	<p>11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p>
<p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。</p>	<p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。</p>
<p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定</p>	<p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介</p>

改正後	改正前
<p>介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。</p>	<p>介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。</p>
<p>14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。</p>	<p>14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。</p>
<p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、介護支援専門員を置かないことができる。</p>	<p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、介護支援専門員を置かないことができる。</p>
<p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>
<p>17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合においては、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1人以上（入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。）とする。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (入退所)</p>	<p>17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合においては、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1人以上（入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。）とする。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (入退所)</p>
<p><b>第156条</b> 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る<u>指定居宅介護支援事業者</u>に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>7 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、<u>指定居宅介護支援事業者</u>に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>	<p><b>第156条</b> 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>7 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p><b>第169条</b> 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る<u>指定</u>居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</p> <p>(4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、<u>指定</u>居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>(5) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(6) 第179条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(7) 第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p><b>第175条</b> 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、<u>指定</u>居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により入所者の同意を得ておかななければならない。</p> <p>(<u>指定</u>居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p> <p><b>第176条</b> 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、<u>指定</u>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、<u>指定</u>居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p> <p>(2) 第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第60条</u>の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p>	<p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p><b>第169条</b> 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</p> <p>(4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>(5) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(6) 第179条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(7) 第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p><b>第175条</b> 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により入所者の同意を得ておかななければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p> <p><b>第176条</b> 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p> <p>(2) 第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第106条</u>第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p>

改正後	改正前
<p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定」とあるのは「当該利用者が受けている要介護認定」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第170条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第3款 運営に関する基準 (準用)</p>	<p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第73条、第77条、第106条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定」とあるのは「当該利用者が受けている要介護認定」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第170条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第3款 運営に関する基準 (準用)</p>
<p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「入居に際し」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定」とあるのは「当該利用者が受けている要介護認定」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第188条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節第3款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、第178条第2項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第4節 運営に関する基準 (記録の整備)</p>	<p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「入居に際し」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定」とあるのは「当該利用者が受けている要介護認定」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第188条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節第3款」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第169条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、第178条第2項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第4節 運営に関する基準 (記録の整備)</p>
<p>第203条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 居宅サービス計画</li> <li>(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画</li> <li>(3) 第199条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</li> <li>(4) 第200条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</li> <li>(5) 看護小規模多機能型居宅介護報告書</li> <li>(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</li> <li>(7) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</li> <li>(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</li> </ol>	<p>第203条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 居宅サービス計画</li> <li>(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画</li> <li>(3) 第199条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</li> <li>(4) 第200条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</li> <li>(5) 看護小規模多機能型居宅介護報告書</li> <li>(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</li> <li>(7) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</li> <li>(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</li> </ol>

改正後	改正前
<p>(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、<u>第60条の11、第60条の13、第60条の16</u>、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、<u>第101条から第105条まで及び第107条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「利用に際し」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定」とあるのは「当該利用者が受けている要介護認定」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第90条及び第98条第2項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 次条において準用する第106条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、<u>第73条、第75条、第78条</u>、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「利用に際し」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定」とあるのは「当該利用者が受けている要介護認定」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第73条中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第90条及び第98条第2項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</u></p>